

## 第１回夕張シューパロダムモニタリング部会

日 時：平成２５年２月２１日（木） １５：１５～１７：１５

場 所：札幌開発建設部分庁舎２階 Ａ，Ｂ会議室  
札幌市中央区北２条西１９丁目

### 議 事 次 第

- １．開 会
- ２．挨拶（札幌開発建設部長）
- ３．委員紹介
- ４．モニタリング部会の設立
  - ・ 設立趣旨説明
  - ・ 部会運営規約
- ５．部会長の選任
  - ・ 部会長挨拶
- ６．議 事
  - （１）夕張シューパロダム建設事業の進捗状況について
  - （２）既往調査検討の実施状況について
  - （３）モニタリング調査計画（案）の概要
  - （４）質疑応答
- ７．今後の予定
- ８．閉 会

## 第1回夕張シューパロダムモニタリング部会

### － 出席者一覧 －

(五十音順、敬称略)

#### ◆委員

泉 典洋 北海道大学 教授  
岩佐光弘 帯広畜産大学 教授 (欠席)  
岡村俊邦 北海道工業大学 教授  
中井和子 中井景観デザイン研究室 代表  
松井佳彦 北海道大学 教授  
眞山 紘 (社)北海道栽培漁業振興公社 技術顧問 (欠席)  
柳川 久 帯広畜産大学 教授

#### ◆事務局

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部  
部 長 西村 泰弘  
次 長 石塚 宗司  
ダム事業対策官 山田 拓也  
河川計画課  
上席治水専門官 西山 弘昭  
治水専門官 白戸 利克  
札幌開発建設部夕張シューパロダム総合建設事業所  
所長 山本 正人  
副長 田村 順一  
調査班長 木村 聡  
環境係長 木澤 智也

#### ◆オブザーバー

国土交通省 北海道開発局 建設部河川管理課  
河川情報管理官 時岡 真治  
河川技術第2係長 村椿 俊幸

## 第1回夕張スーパーダムモニタリング部会

### 配布資料

- 資料－1 議事次第
- 資料－2 夕張スーパーダムモニタリング部会設立趣旨
- 資料－3 夕張スーパーダムモニタリング部会  
規約（案）
- 資料－4 夕張スーパーダムの環境保全の取り組みと  
モニタリング計画（案）
- 資料－5 夕張スーパーダムの事前調査における希少  
動植物確認リスト
- 資料－6 第1回夕張スーパーダムモニタリング部会  
ワークショップ資料

## 北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会

## 夕張シューパロダムモニタリング部会

## 設立趣旨（案）

北海道開発局では、管理段階のダム等について、一層適切な管理を行っていくために、管理段階における洪水調節実績、環境への影響等の調査及びその調査結果の分析を一層客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に資することを目的に、「北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会」を設置している。

夕張シューパロダムは、石狩川水系夕張川に建設中の多目的ダムであり、平成２６年３月に試験湛水を開始し、平成２７年度から管理に移行する予定である。

夕張シューパロダムの試験湛水に当たって、湛水による自然環境の変化等を調査するモニタリング調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析について、各分野を専門とする学識者から意見を頂くため、「夕張シューパロダムモニタリング部会」を設立するものである。

「夕張シューパロダムモニタリング部会」規約（案）

（趣 旨）

第1条 本規約は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」（平成14年7月24日付け国河環32号国土交通省河川局長通知）に基づき設置する、夕張シューパロダムモニタリング部会（以下「部会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の部会の設置並びに運営に関して必要な事項を定めるものである。

（設 置）

第2条 部会は、北海道開発局札幌開発建設部長が設置する。

（目 的）

第3条 部会は、北海道地方ダム等フォローアップ委員会設置・運営要領（以下「設置・運営要領」という。）第5条の規定に基づくモニタリング部会であり、夕張シューパロダムのモニタリング調査が実施される期間において、第8条に定める事項を審議し、北海道開発局札幌開発建設部長に対して意見を述べ、もって夕張シューパロダムの適切な管理に資することを目的とする。

（部会の委員）

第4条 部会の委員は、別表に掲げる者で構成する。

（部会長）

第5条 部会には部会長を置き、部会長は委員の互選によってこれを定める。

（議 事）

第6条 部会は部会長が招集し、部会長が議長をつとめる。

2 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することが出来ない。

3 部会は、その議事概要を公表する。

（部会の意見）

第7条 部会長は、委員の意見を取りまとめ、北海道開発局札幌開発建設部長に対して部会の意見を述べる。

（審議事項）

第8条 部会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 モニタリング調査に関する事項
- 二 モニタリング調査結果の分析及び評価に関する事項
- 三 その他部会が必要と認める事項

(事務局)

第9条 部会の事務局は、北海道開発局札幌開発建設部夕張シューパロダム総合建設事業所に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年2月21日から施行する。

別表

夕張シューパロダムモニタリング部会委員（案）（五十音順）

氏名	所属	分野
いずみ のりひろ 泉 典洋	北海道大学 教授	河川工学
いわき みつひろ 岩佐 光啓	帯広畜産大学 教授	陸上昆虫類
おかむら としくに 岡村 俊邦	北海道工業大学 教授	植物
なかい かずこ 中井 和子	中井景観デザイン研究室 代表	景観
まつい よしひこ 松井 佳彦	北海道大学 教授	水質
まやま ひろし 眞山 紘	社団法人北海道栽培漁業振興公社 技術顧問	魚類・底生動物
やながわ ひさし 柳川 久	帯広畜産大学 教授	鳥類、哺乳類 両生・は虫類